

上部が焼け焦げている。上端、右半分を欠失。

(2)は(3)の二文字目以降の右側の文言に符合するものと考えられ、

「陀羅尼品」及び「普賢菩薩勸發品 第二十八」に記載されている

「説呪曰」と思われる。「即説呪曰」が「陀羅尼品」には三カ所あ

り、「即於佛前而説呪曰」が「陀羅尼品」に二カ所、「普賢菩薩勸發

品」に一カ所ある。上部が焼け焦げている。上端、左半分を欠失。

(3)は(2)の左側の文言に符合するものと考えられ、「即説呪曰」で

あろう。下部が焼け焦げている。上下端、右半分を欠失。

(4)は上部が焼け焦げている。上端、右半分を欠失。

(5)「妙音菩薩品 第二十四」に記載されている「：於神通變化智

惠無所損減是菩薩以若干智慧明照娑婆世界：」の一部であらう。上

部が焼け焦げている。上下端、右半分を欠失。

(6)は(8)は文字不明で焼け焦げはない。(6)は上下端、右半分を欠失。

(7)・(8)は上下端、左半分を欠失。

### 9 関係文献

広島県教育委員会「史跡吉川氏城館跡 吉川元春館跡―第一次発

掘調査概要―」(一九九六年)

同「史跡吉川氏城館跡 吉川元春館跡―第二次発掘調査概要―」

(一九九七年)

(沢元保夫)

## 山口・長登銅山跡

ながのぼり

1 所在地 山口県美祿郡美東町大字長登字大切

2 調査期間 第三期第一年度調査 一九九六年(平8)八月、

一九九七年三月、補足調査 一九九七年六月

3 発掘機関 美東町教育委員会

4 調査担当者 池田善文・森田孝一・神田高宏

5 遺跡の種類 古代銅生産官衙

6 遺跡の年代 八世紀初頭―十一世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

長登銅山跡は、秋吉台国定公園の東南麓に位置する。銅山の採掘



(山口)

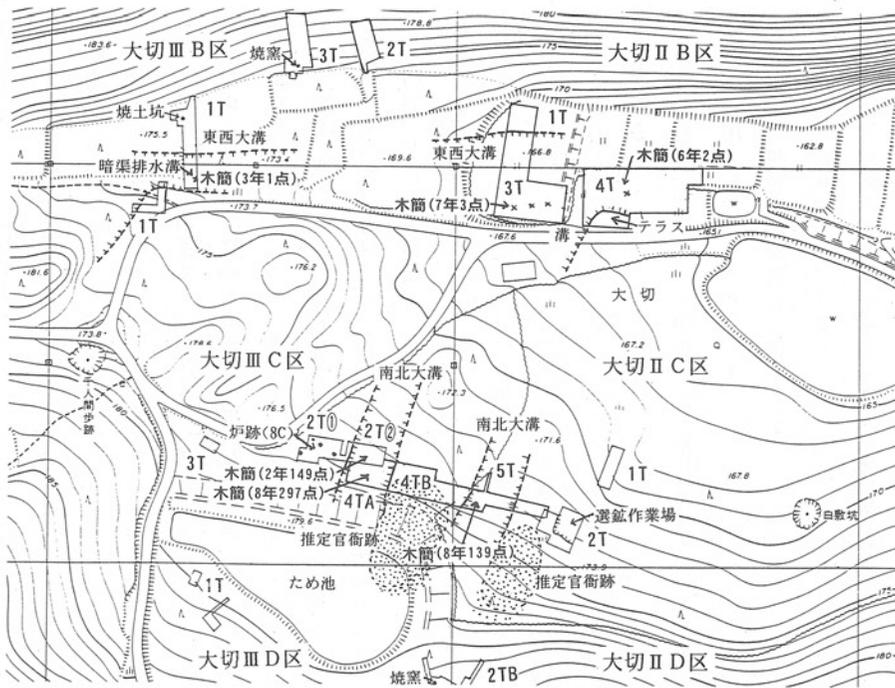
は、古代、中世から江戸前期、明治から昭和と三期の全盛時代があり、これにかかる大小の採鉱、製錬の遺跡が、約六〇haの中に約二四カ所点在しており、鉱山史研究に格好の遺跡である。このうち、長登集落の西方に所在する大切谷一帯が

古代の製錬遺跡で、狭義の長登銅山跡として一九八九年から国と県の補助による発掘調査を継続している。

これまでの調査で、八世紀初頭から一一世紀まで存続した官営の採銅・製錬遺跡だったことが判明している。検出した遺構としては、採鋳跡群（八世紀前半）、選鋳作業場跡（八～九世紀）、暗渠排水溝一（平安時代）、粘土採掘跡二（九世紀後半・一〇世紀）、焼窯跡二（八世紀後半）、製錬作業場跡六・炉跡二〇（八世紀前半～中頃、九世紀、一五世紀、近世）、人工的な谷溝三（八世紀初頭）などがある。

また、出土遺物としては、須恵器（墨書土器・転用硯含む）、土師器、緑釉陶器、製塩土器、黒色土器、硯、土錘、木製品（祭祀、工具、日常雑器）、骨製品、鉄製品（鉋、鏃）、動植物遺体（鹿・猪・馬などの骨、鯁・カワニナの殻、栗、桃、瓢箪、シダ）、製錬関係遺物の炉壁片、羽口、坩堝、要石、握槌、砥石、酸化銅鉱石残片、青銅片、鉛片、流状滓、木炭含塊状滓、椀型滓、円盤滓などのからみがある。木簡は一九九五年度までに一五五点出土した（本誌第一三・一四・一八号）。

一九九六年度は、重要遺跡確認緊急調査の第三期第一年次にあたり、これまで検出されていない官衙遺構の確認を主な目的として、一九九〇年度に大量の木簡が出土して建物遺構を推定していた大切ⅢC区2T②の大溝南隣に4Tを設定し、谷溝東側丘陵の確認を行ない、さらに東側に延長して大切ⅢC区5Tを設定して、旧地形の



木簡出土地点 (100m方眼)

見極めを行なった。

この結果、大切ⅢC区4TAの溝斜面から多量のからみ、炬壁片に混じって須恵器や木製品と二九七点の木簡が出土した。また、東側の丘陵を隔てて、大切ⅡC区5Tに新たに谷溝が確認され、この溝から一三九点の木簡が出土した。なお、5Tの溝には今なおトレンチ壁に木屑層が遺存していて、今後新たに木簡が出土する可能性がある。

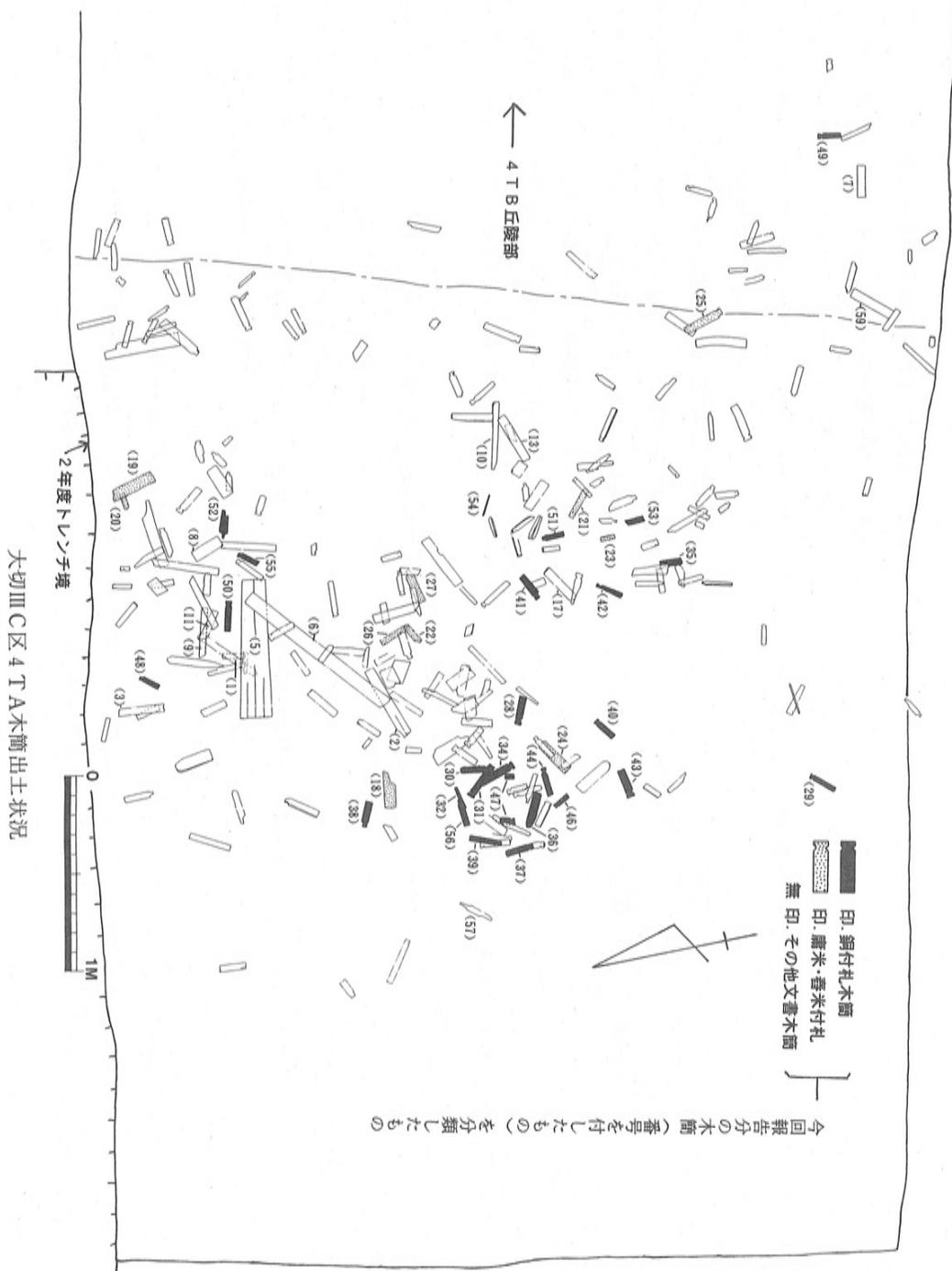
大切ⅢC区4Tの谷溝は、一九九〇年度調査結果も踏まえると、上幅約一二m（標高一七三・二m）、下底幅七m（標高一七一・四m）の半人工的な大溝であることが確認された。木簡などの遺物出土状況は、一九九〇年度と同じく大溝東側の丘陵から投げ込まれた様相を呈し、東側の丘陵上（ⅢC区4TB）に官衙遺構の存在を推定することができた。この4TBの丘陵平坦面には、柱穴様及び方形の落ち込みや焼土面が検出され、九七年度にこの部分の発掘を実施する計画である。

4TAの木簡出土状況は、丘陵端部から溝の下流域に向かって西北方向に投げ込まれている。層序は、一九九〇年度に確認したとおりで、黒褐色腐植土三四層の下に、黄褐色灰土三五層が厚さ平均一〇cm内外で4Tトレンチ全面に堆積しており、東の丘陵上（4TB）から一時的に一括廃棄された様相を呈する。この下に腐植土三六層があり、丘陵の整地作業で投棄された自然石塊が多く遺存していた。

溝の下底面は、下流域の北に向かって緩やかに傾斜している。木簡は、主に三四層から出土し、下層の三六層出土のものもあるが、時的な隔たりはあまりないものと推測できる。

今回初めて豊前門司宛の銅付札が、十数点ほどまとまって出土した。(41)(42)(45)は黒色腐植土三六層出土で、標高一七二・二―一七二・一mのレベル、(35)の笠殿宛や(17)(54)もほぼ同じ場所。(39)(40)(43)(44)(46)の豊前門司宛は一七二・三五―一七二・二mのレベル(三四層)にまとまり、(30)(31)(32)の家原殿宛の付札、及び(34)の膳臣、(36)の鞞部、(37)の節度使判官犬甘宛、(47)(56)などの付札も、ほぼ同じ場所同レベルで出土したので、これら銅付札を一括整理して一度に投棄したか、または廃棄する場所が限られていたと推考できる。また、(21)(22)と(26)の庸米や春米の貢進物木簡が、それぞれ同レベルで重複出土しており、(24)(25)なども斜面に点在していて滑降の様相が窺えるので、一括荷解きが行なわれたものと解釈することが可能であろう。いずれも三四層出土である。

大型の木簡(5)(6)と(2)の木簡が、先の銅付札溜まりの北沿いに折り重なって出土した。レベルは一七二・二四―一七二・〇六mと幅があるが、三四層中に傾斜して埋もれていた。この北沿いに連なっている(9)や重なった(9)(11)の文書木簡が一七二・一―一七二・九六mの間で、また、この北側のトレンチ端から(3)(48)の木簡が標高一七二m前後の黄褐色灰土層(三五層)上から検出され、一九九〇年度の三四層木





(5) 大斤七百廿三斤卅一

掾殿銅

小斤二千四百廿四斤枚八十四

朝廷不申銅

天平二年六月廿二日

日置若手

語積手

凡海マ乙万呂

凡海マ袁西

借子 日置比叡

弓削マ小人

凡海マ勝万呂

斯 日置マ廣手

大津郡

下神マ乎自止 語マ豊田

日置マ根手

日置マ比万呂

日置百足

三隅凡海マ末万呂

下神マ根足

矢田マ大人

日置小廣

凡海マ恵得

凡海マ小廣

凡海マ末呂

(6)

凡海部

黑毛草馬口額田マ赤人

日置部廣足驪口安曇マ赤人

額田マ麻呂赤毛草馬口日置

驪草馬口

黑毛草馬口

嶋青毛草馬口

銅駄馬丁 大神マ德磨

赤毛草馬口額田マ石

矢田マ身黑毛草馬日置

矢田マ千依鹿毛口秦人マ足国

黑毛草馬口

矢田部繩麻呂 鹿毛草馬口額田マ少人

矢田マ少縫壳驪草馬口若桜部

麻呂 嶋青毛草馬口

大野 員十駄十領

天平二年壬月廿一日

903×70×8 011

(7) 廿二日可定七十二人

一王

一王

一王

152×55×3 011





- (28) ・「少目殿九十三斤」  
 ・「 $\vee$ 」 枚二 「」  
 137×40×5 032
- (29) ・「家原殿廿四斤枚一」  
 ・「額田部龍万呂四月功」  
 上束  
 「 $\vee$ 」  
 142×26×7 032
- (30) ・「家原殿卅斤枚一」  
 ・「靱マ牛麻呂九月功」  
 上束  
 「 $\vee$ 」  
 140×33×5 032
- (31) ・「家原殿卅五斤枚二」  
 ・「 $\vee$ 」 月功 「」  
 178×34×7 032
- (32) ・「家原殿五十五斤枚一」  
 上束  
 ・「 $\vee$ 」  
 月功  
 「」  
 132×(16)×6 032
- (33) ・「家原殿冊」  
 ・「額田部」  
 「 $\vee$ 」  
 (79)×39×7 039
- (34) ・「膳臣」五十斤枚一  
 ・「 $\vee$ 」  
 「」  
 177×38×4 032
- (35) ・「笠殿七十四斤枚二」  
 ・「万呂十二月功」  
 「」  
 「」  
 (115)×33×5 019
- (36) ・「靱マ」廿斤枚一  
 上束  
 ・「 $\vee$ 」 功 「」  
 189×44×7 032
- (37) ・「節度使判官犬甘卅斤枚一」  
 「 $\vee$ 」  
 「」  
 137×31×9 032
- (38) ・「豊前門司卅斤枚一」  
 上束  
 ・「 $\vee$ 」 功 「」  
 130×34×7 032
- (39) ・「豊前門司五十斤枚三」  
 上束  
 ・「 $\vee$ 」  
 車持力  
 四月  
 「」  
 150×31×6 032
- (40) ・「豊前門司卅五斤枚一」  
 ・「 $\vee$ 」  
 上束  
 「」  
 153×29×8 032





- (65) 「於調長□子□」<sup>〔部カ〕</sup> 148×43×6 011
- (66) 「<荒穂郷庸米六斗」 137×26×4 032
- (67) 「<岑郷大稅春米六斗」  
・「> 六月十四日」 224×40×5 032
- (68) 「<太政大殿□□首大□上□  
五十三斤枚三」 163×29×8 032
- (69) 「>調銅百七斤枚三」 156×33×7 032
- (70) ・×恩伝々□□□侍」  
・×僧在勝□家發至」 (242)×34×4 019
- (71) ・「等罪将<sup>長稲由米由米々々</sup>  
行由米々々長 長死 死田」  
・「語マ足奈奈長 穴師等 右人□  
斤枚一」 267×40×6 011
- (72) 渚鋤里進七人財マ□□× (161)×35×3 041
- (73) ×□□□□□<sup>〔佐床カ〕</sup>  
×□□□□□<sup>〔佐床カ〕</sup> (156)×(32)×4 043

最も多い形状は、上端の左右に切り欠きを入れた〇三二型式の付札で、下端が欠損した〇三九形式を含めて、八五点、削屑を除く全

体の四六%（原形をとどめるものでは七四%）を占める。(21)～(56) (69)にみられる庸米・春米の貢進物付札と製鍊された銅塊の整理・分類用付札で、施設内で行われた後者の法量の多くは長さ一五cm前後、幅三cm前後、厚さ六ないし七mmとやや分厚い。筆跡も近似するものがある。

大型の木簡が二点出土した。(5)は、天平二年(七三〇)六月長門掾に配分される大斤七二三斤・小斤二四二四斤の製鍊銅とその鑄工二〇名を表裏両面に記録する。上端右寄りに穿孔があり、釘などに掛けて掲出したか、編綴に用いたのであろう。(6)は、同年閏六月製鍊銅を運搬する駄馬丁の歴名・馬匹と部領者を記し、駄馬丁二二名分(少なくとも一名は女丁)と馬一、二疋が推定される。この二点は出土地点・記録月日とも接近し、相互に関連する可能性はあるが、断定はできない。

形状として注目されるのは、下半部あるいは下端を削り込み、全形が羽子板状を呈する(5)(72)(73)である。(73)は本体部に切り欠きをもち、その他には見あたらない。(72)(73)の裏面は割られたままの粗面を残し、(5)は上部から柄部上方まで薄く割り込んでいる。四点とも表裏に文字・墨痕が確認でき、使用済みであることがわかる。「封」「印」などの文字はないが、いわゆる封緘木簡とみられる(平川南「地方の木簡」川崎市民ミュージアム編「古代東国と木簡」、佐藤信「封緘木簡考」本誌第一七号)。割り面が接合する二枚一組の板片は見つか

っていない。しかし右に掲載した資料のほか、本体に切り欠き、整形した柄部をもち、文字痕のないもの、または本体部と柄部の一部を欠き、文字痕のないものが各二点出土した。あるいは二枚一組のうちの下底用であろうか。(59)の形態は〇三二型式に分類できるものの、上端から約三分の二部分まで割り込みがある。未成品ともいえるが、(58)の例からみて、この一点だけで文書を挟んで紐をかけ封緘用としたするのが穏当であろう。

当木簡群の年代基準として、(5)(6)「天平二年」、貢進物付札の(26)「天平三年」、(21)「天平五年」があり、さらに行政区画の(4)(7)「渚鋤里」、(20)「佐美里」、(22)「雪伎里」と(18)「佐美郷」以下があげられる。(37)「節度使」は天平四年八月設置、六年四月停廃の第一次節度使を指し、時期限定に資せられる。和銅あるいは靈龜年間から天平初年の間におさまるといえる。

内容・用途をみると、まず(60)は符式木簡で、同じく雪(伊吉)山の鉄所に充てた(1)もおそらく同様式の文書であろう。(2)(61)は美祿郡司から命令・請求を伝える木簡で、(61)は初行の差出所が、(2)はこれと対照的に末行の日付・位置の部分が残る。少領美祿造は初見。(2)(3)に「到」字がみえ、文書・人・物の到来のうえの措置を指示した下達文書であろう。これらは文書木簡自体の吟味のほか、先の封緘木簡の出土にうかがえる紙本文書と木簡文書との機能的な補完関係を検討する資料となる。

つぎに記録簡として、鑄工の出来高を書きついで記録(11)(12)(63)や製鍊銅の用度を日ごとに帳簿風に記した木簡(9)(10)、さらに人や物の移動についての覚書(7)(8)(13)などである。(9)は「廷」とあって、鉄所などにおける原料鉄の支出を示すのであろうか。

庸米付札は既出分(三点)に加え、九六年度新たに二二点が発見された。美祿・厚狭両郡から送進の(20)~(25)(66)である。さらに、春米付札(26)(27)(67)が出土した。田租の一部を「春米運京」、宮内省大炊寮に納入し、「諸司常食」、すなわち官人の月料などに充てる規定であった。ただ、木簡では(一)「大税」(27)(67)とあって大税出挙の利稲を用いたこと、(二)中央官司の官人に支給されるのでなく、長門国の銅生産施設の官人あての支給であること、(三)長門国は「弘仁式」『延喜式』に記す年料春米の京進国ではなく、天平九年の正税帳にも春米運京の記録はみえないのと相違する点、などが指摘できる。

(一)については長屋王家木簡の「春税五斗」(平城宮発掘調査出土木簡概報「二一三六頁」、大倭国ほかの正税帳の類稻からの年料春米記事、『令集解』巻一四賦役令斐陀国条古記所引の「請辞曰運調庸春税之類」などが参照される。(13)は春米と関わるのであろうか。

(28)~(55)(68)(69)の付札は、鑄工の月別出来高、その配分先と重量・個数を記し、製鍊銅の仕分けに用いた。これまで六点、今次三六点が出土した。重量値は一枚二〇斤あるいは二枚二二斤から一枚九四斤まで多様で、規格性は見出しがたいが、それでも三〇(38)・三五

(31)・四〇(30)・四五・五〇斤(34)などがみえ、熟銅以下の品位差や生産用具の差異とも考えあわす必要がある。木簡は、銅を束ねた上にかさね、切り欠き部分を紐でくくりつけたのであろう。片面または両面の脇書きに「上束」(29以下)と記す例がある。正倉院文書の某所雑物用度帳(『大日本古文書』二四―四一頁)に「生銅五五八八斤八両、枚五七六、束一五八」とある。

銅生産における技術・労働組織に関し、その底辺に位置づけられたのが、仕丁や雇役丁、あるいは雑徭丁であろう。仕丁の食料、雇役丁の功食として支給された唐米の木簡が出土し、(5)の大津郡の借子には廝の記入がある。(6)にも借子がみえるが、これは臨時に徴用された雑工の呼び名であろうか。一九九〇年度出土の逃亡木簡から長登における仕丁の労役が推測されている。(6)の馬丁や焼炭夫など、さまざまな雑役には、造東大寺司の労働編成の場合のように、仕丁や雇役丁が主力となった事態は十分想定できる(『日本三代実録』元慶二年(八七八)三月五日条参照)。その役夫労働力に支えられて雇匠丁や仕丁出身の雑工が直接生産の担い手となった。(5)や(29)以下にみえる「鑄工」がその一部である。『日本三代実録』仁和元年(八八五)三月一〇日条にみえる、長門国から豊前国採銅使につかわされた破銅手・掘穴手も技術的労働に従事したとみなされる。

さらに(48)は長門国の銅山施設で、未選身分の人々が勤務したことを示し、官人考仕の末端事情や出仕の場の実態解明上、貴重である。

未選は「考選の対象とならない広義の下級官人」(野村忠夫「官人制論」)であり、皇后宮職写経司や造東大寺司のもとで未選舎人として、雑工並みの処遇を受けた。銅生産施設に出仕し、勘籍ののち課役免となるから、それ以前調庸を負担し、「調銅」を貢進したのである。これまで初出史料とされたのは、天平一〇年の写経司舎人等上日帳(『大日本古文書』七一―八三頁)という。

(28)以下の木簡には、もう一つ見逃せない記載がある。書式上、「何斤枚何」のまえに記された官名・官司名・人名は、銅塊の配分先とみられる点である。(68)太政大殿、(28)少目殿、(37)節度使判官、(38)豊前門司、(49)銭司、(29)家原殿などが、銅の供給を受けたことを知らしめる。太政大殿は故太政大臣藤原不比等家が相当し、少目(5)の掾とともに長門国司であろう。天平九年長門国正税帳に少目を確認し、当時上国(甲)の官制であったとすれば、養老三年(七一九)の按察使設置が契機となったとする見解(平野博之「長門国の等級について」『九州史学』七四)が、改めて参考となる。皇親・貴族・官人は、長屋王家令所に鑄物所・銅造所などを備えたように、それぞれ家政機関内部で銅器の鑄造、加工用に銅を必要とした。豊前門司は長門国に相対し、摂津関との間を発着する公私の船の過所を勘検する官司で(『類聚三代格』卷一六延暦一五年(七九六)一月二一日太政官符)、奈良時代初期から設置されていたこととなる。豊前門司を通じて、銅は豊前国府や大宰府に流通したのであろう。

二筋の大溝状遺構で出土した木簡の内容には、4 T Aで銅整理付札、したがって「門司」木簡が一括発見されるなどの相違はあるものの、文書木簡や記録木簡、さらに封緘木簡は、両者に共通する。東西約三〇m隔てた二つの大溝の間の尾根の上手付近、あるいはその東方に、紙の文書や文書木簡、記録・用度木簡や銅塊整理札、糯米・春米の消費などを授受し処理する施設全般の総括的部署に相当する複数の建物施設が存在していたとみなすことができる。使用済み木簡は、一部再利用のため削り取られた削屑を含めて、幾度かにもわたって上方から左右の大溝の落ち込みに向けて投棄されたと思われる。

なお、木片面を覆う黒色染みの抜き取り作業には、EDTA希溶液に二、三ヵ月間浸すのが有効であった。木簡の積読は橋本義則・池田善文両氏と行ない、八木の責任で積文をまとめた。

#### 9 関係文献

美東町教育委員会「長登銅山跡Ⅰ」(一九九〇年)

同「長登銅山跡Ⅱ」(一九九三年)

(1~7 池田善文・森田孝一、8・9 八木 充)

埋蔵文化財写真技術研究会編

### 『埋文写真研究』第八号

文化財写真の研究、技術、情報など写真を撮る人だけでなく、写真を使って報告書を作る人、これを読んで情報を得る人まで、文化財調査に関わる人達に必携の雑誌。年刊で現在八号まで刊行されている(三号までは品切れ)。

B5版、一四五頁、カラー図版多数、一九九七年七月刊  
定価三五〇〇円

送料四冊まで五〇〇円、五〜一〇冊まで一〇〇〇円  
一一冊以上は無料

申込先 〒六三〇奈良市二条町二丁目九一

奈良国立文化財研究所内

埋蔵文化財写真技術研究会 佃 幹雄宛

TEL 〇七四二一三四一三九三二

郵便振替 京都〇一〇五〇一九一九九三〇

埋蔵文化財写真技術研究会